

令和4年度 第1回
京都市情報公開・個人情報保護審議会 議事要旨

1 日 時 令和4年6月13日（月） 午後2時～午後3時

2 場 所 市役所本庁舎 4階 正庁の間

3 出席委員 山田会長、飯田委員、小林委員、渋谷委員、鈴木委員、多田委員、宮村委員、
結城委員

欠席委員 渡辺副会長、長沢委員、松塚委員

4 審議事項

- (1) 京都市個人情報保護条例第10条第1項ただし書及び同条第2項の規定に係る電子計算機処理事務

新型コロナウイルス感染症対策業務における患者等情報管理事務

（保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課）

主管課から説明を受けた後、承認した。

（主な発言内容）「○：委員、→：主管課」

○ LINEやチャットボットが使えない人はどうするのか。

→ LINEやチャットボットが必須ではないので、これまでどおり電話で問い合わせいただくこととなる。

発生届受理後の連絡に関しては、現在も軽症者を中心にショートメッセージサービス（SMS）による連絡を実施しているが、病院からの発生届に固定電話しか記載されていない方や重症化リスクの高い方、基礎疾患をお持ちの方に対しては、これまでどおり電話で連絡している。本件導入後も同様に実施する。

○ 収録情報が多いが、全て入力するのか。感染者は体調が悪い中、自身で入力することになる。

→ 収録項目一覧はデータベースに収録する全ての項目を記載している。保健所が入力する項目も含んでおり、対象者が全てを入力するわけではない。対象者からの入力は多くても半分程度である。

○ チャットボットが使えない方への配慮をしっかりとっていただきたい。

○ チャットボットの利用者はどれくらいを見込んでいるか。また、現在の管理対象者はどれくらいか。

→ チャットボットは軽症者の利用が中心となる。現在、SMSによる連絡を感染者の約8割に対して行っており、SMSでお知らせした入力フォームに直ちに入力される方はその半分ほどであることから、利用は全体の4割くらいかを見込んでいる。

現在の管理対象者についてだが、現時点で、Accessには12、13万人分の個人情報記録されており、この中には複数回感染したために重複する対象者もいるが、京都市民の約1割程度の数がデータベースに入っている。

○ コロナは感染症法上の2類相当の感染症に指定されているが、以前のAccess導入に係る審議では、5類感染症等に指定されるまでの間、効率的に事務を行うために検討しているとの話だったと記憶している。今後、本件事務の開始までに5類相当に引き下げられる、又は2類相当でも対応方針が変更されることで、事務を実施しないことも考えられるか。

→ 本件は令和4年9月下旬の実施予定でスケジュールを想定しているが、国の政策の変化や感染状況の低下により、保健所業務が大幅に縮小されれば、このシステムは運用しないこともある。

○ 事務を実施しない場合、審議会に報告してもらった方が良いのではないか。

○ 審議会での再度の審議までは不要と思うが、計画が変わったことは確認したい。

実施の有無を含め大幅な計画の変更があった場合には、その内容について、審議会に報告していただく。

○ チャットボットのチャット（トーク）部分には個人情報が入力されないとの理解でいいか。

→ LINEの送信の際は、誤って写真や動画を送らないようシステム管理上で制御する。

入力フォーム自体はLINEとは別のサイトに移るようになっており、LINEのサーバに個人情報が入ることはなく、サーバの区別はできている。

(2) 「京都市における個人情報保護制度の見直しについて 答申（素案）」について

第5回制度部会までに取りまとめられた「京都市における個人情報保護制度の見直しについて 答申（素案）」について、事務局から報告を受けた後、その内容について了承した。

なお、6月24日のパブリックコメントの開始までに、制度内容に関わらない範囲での修正等、事務上の手直しをする場合があるが、その点、会長に一任することに委員からの意見はなかった。

（主な発言内容）「○：委員、⇒：事務局」

○ 法律よりも厳しい条例を制定した場合、国から不可とされることはあるのか。

⇒ 国の法律規定を基に、必要な範囲で条例に付け足していくことになるが、全国共通ルールの考え方から外れるような条例は禁止されている。答申（素案）は、国の通知等に照らして制定可能な範囲の内容であると捉えているが、間違っている箇所は早めに知っておきたいので、具体的に条文化した段階で個人情報保護委員会と調整するつもりである。

○ 条例案の段階で、法律との整合性について個人情報保護委員会に意見を聴くことは必要だろう。なお、この答申（素案）は、審議会において個別事案を全件審議すること等、改正法で明確に否定されている事項は除かれている。

○ 条例自体に明記できることが限定されている分、行政機関の内部コントロールで対応することも重要であって、内部でどのように規定を整備していくかが次の課題となる。

これまでの審議会への意見聴取の代わりに、審議会に事前又は事後の報告を上げるといった一ステップを踏むと、内部コントロールが効くだろう。

⇒ 先の制度部会では、外郭団体の情報漏えいまで把握することが必要ではないかとの意見も出された。まずは、匿名加工情報の提供や個人情報ファイル簿等の新しい仕組みを着実に実行することが大切だが、内部ルールの一貫化・共通化については、現在は本市、独立行政法人、外郭団体等、各々が制度設計をしているため、将来的には、これらの団体との標準化が目標になってくる。

○ これまでは審議会への意見聴取が一つの内部コントロールとして明文上の役割を果たしてきた。審議会において審議したという資料を残すことは、審議・報告内容を市民が情報公開請求できる点で行政の透明化につながるため、手続的な観点も配慮すべきだろう。

○ 答申（素案）に記載の「条例改正に伴う運用事項についての審議会の意見」では、いわゆる運用規定について、改正事項がまとめられている。今後、審議会という第三者機関ではなく実施機関内部に権限が移ることから、審議会としては実施機関がどのような内部ルール（運用規定）を設定していくかについて関与することが望ましい。

5 報告事項

(1) 制度部会の今後の開催予定等

答申の概要版の作成、パブリックコメントの実施等について、事務局から報告を受けた。これに関する意見は特になかった。

また、次回の第6回制度部会は、令和4年8月8日に開催予定である旨の報告があった。

(2) 令和3年度 個人情報取扱事務の開始等の状況

事務局から資料に基づき説明を受けた。これに関する意見は特になかった。

6 その他

今後の予定

令和4年度第2回審議会は、令和4年8月22日に開催することとした。